

# 北広島町農業委員会第23回総会議事録

事務局 (第23回北広島町農業委員会総会開会宣言)

事務局長 (事務局長報告)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

3番 5月14日に11番委員と現地確認を行いました。5月16日に譲受人本人と話しました。空き家バンク関連の案件です。家屋は別荘として貸し出すということで、既に工事に入っています。田については、管理機を買って家庭菜園をしたいというご意向です。譲渡人は県外に居り、体の調子が悪く耕作をしていくことは困難です。周辺農業に対する影響もないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2番 別荘に付随して貸し出すのですか。

3番 譲受人は家を別荘として貸し出す予定で、田は譲受人の親が耕作予定です。

2番 空き家バンクで農地付き物件という形で貸し出されている本件の田について、農地法上の耕作要件としては問題ないのですか。

事務局 譲受人の親が週1、2回ほど耕作するという計画も出してもらっており、特に問題はないと推測されます。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 7 番 5月15日に6番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。添付の地図にもある通り、畑部分をかさ上げして、自宅への進入路を拡幅するという趣旨の申請です。周辺農地への影響は考えられず、許可妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 職務代理者 墓地の裏に倉庫があり、その倉庫前の拡幅を目的とした申請ですか。
- 7 番 そうです。
- 会 長 その他ご意見ご質問はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号3番及び4番は関連があります。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 4 番 5月17日に8番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。内容は摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番及び番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 非農地証明申請について

会 長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

5 番 5月17日に13番委員及び地区担当推進委員と現地確認調査をしました。内容は摘要欄のとおりです。周辺農地に対する影響はありません。よって、調査の結果、農地への復元が困難と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 一昨年、千代田は非農地判断が終わっていたと思いますが、どうして畑として残っていたのですか。一昨年までは畑として利用されていたのですか。

事 務 局 申請地番について、国土調査が済んでいない地番については、非農地調査を依頼しておりません。今回のように、申請者から非農地申請があった際には、便宜現地特定等しながら総会にお諮りすることに差し支えないと考えます。

会 長 その他ご意見ご質問はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

#### 議案第5号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明について

会 長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

- 1 番 5月12日、私と17番委員と地区担当推進委員とで現地確認をしました。現地は資材置き場になっています。また本案件は広島地方裁判所の担保不動産競売開始の手続きに係る申請です。今後申請人が資材置き場として使用していくことについては疑義ありません。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって買受適格証明を発行することに決定しました。

---

#### 議案第6号 農用地利用集積計画(元・21)について

- 会 長 事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 16 番 10a未満の土地も機構を経由して転貸できるのですか。
- 事 務 局 貸し手、出し手双方合意の上での賃貸借であれば、特段問題はないと考えます。
- 会 長 その他ご意見ご質問はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

#### 議案第7号 農用地利用配分計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩